

# 靈異記の歌謡

—下巻第三十八話を中心として—

近藤信義

られるわざうたのあり方を眺め、さらに靈異記歌謡の問題を考えたい。

靈異記に歌謡が見られるものは次に上げる話の中にはつて歌数は全部で十首である。

狐を妻として子を生ましむる縁（上2）

聖徳皇太子、異らしき表を示す縁（上4）

鳥の邪を見て、世を厭ひ、善を修する縁（中2）

女人、悪鬼に点れて食噉はるる縁（中33）

災と善との表相先づ現はれて、後に其の災と善との答を被ふる縁（下38）

右の内巻三十八話は靈異記中でも特異な存在で、話の分量も多い。

この話は前編と後編に分かれ、前編に歌を伴つた話を、しかも事件の因果を、世に流行した歌をもつて語ろうとしたものであり、後編は世事の凶相としての天体の異変も述べているがむしろ作者景戒の述懐が主であるといえる。歌謡の問題としては前編が主となる。こ

こに六首の歌が集中的に現われ、これらはいずれも史実を背景に持つところが特色である。この部分の歌のあり方は一般的に、謂ゆる日本書紀に見られるわざうたと同性質のものである。この両書に見

## 二

夫れ善と惡との表相、現はれむとする時は、被の善厲の表相に、先づ兼ねて物の形を作し、天の下の国を周り行きて、歌咏ひて之を示す。時に天の下の国人、彼の歌音を聞き、出で咏ひて伝通す云々といへり。(注1)

第三十八話冒頭の部分でありこの話の中心的な思想を先ず述べてい。この文脈はそれ程すつきりとはしていながら結論的な言い方でとらえれば、善惡の表相||前兆は歌に表わされてくるということである。そして付隨的な条件として、その歌は、善惡の前兆としてあらかじめ「物の形を作し」たものを詠んでおり、しかもこの歌は天下の国人が伝え広めていくものだということになる。

右の「彼の善厲の表相に、先づ兼ねて物の形を作し」の部分は、第三十八話の前編部分においてはいずれも歌の素材となつたもの、ことがらを示すが後編に於ては「天の星悉くに動き、繽紛ひ飛び遷りき」即ち流星や、或は「竟夜月の面黒く、光消え失せて空闇かり

き」即ち月食を示し、それらの天異が事件の前兆として記憶され結びつけられたことを示す（話の連続としては景戒の見た「夢」も「兼ねて物の形を作し」たことになる）。このことは流行する歌と、災異とは前兆の現象としてはパラレルに見ていることを示している。

さて右に示された思想は景戒のものであったかというと必ずしもそうは言えない。景戒のとらえたのは、世の中一般に右のような思想があることを聞き伝えた立場にいる。（つまり「といへり」と文を結んだ構造は、このような考え方が世間に潜んでいることを示しているわけである。景戒自身は、この前兆と結末（答）とを、靈異記の中心的な思想、即ち因果律の中にとり込んでいこうとしたのだといえるだろう。「といへり」とした中には右に述べた如く災異思想と

前兆としての歌（＝わざうた）の存在を示しているがこれらは現象自体は、世間一般に人々の耳目にとらえられることからであるが、それらをどのように意味づけるかは為政者の側の問題であった。とりわけ歌の問題はわざ歌のあり方の認識を改めるのに役立つ。

例えれば既に右にわざうたということとばを出して用いてしまっていが靈異記内でわざうたという言葉が使われているわけではない。ただこの三十八話中の歌のあり方は、書紀に記されたところの歌謡中の「童謡」<sup>（わざうた）</sup>とその条件内容を等しくしていると認められることによっているからである。（書紀歌謡におけるわざうたの諸問題は既に土橋寛氏に「童謡と時人の歌」<sup>（注2）</sup>があり、また書紀歌謡および六国史、靈異記のわざ歌に対する概括的な見方（古代の歌がもつてている力とでもいえる見方）は坂下圭八氏に「わざうたについて」<sup>（注3）</sup>の論がある。これらを参考にしつつわざうたの概念を、何かの事件が起つた時、既にその事件をあらかじめ予言する歌が人々に歌われ、かつ流

行していた、つまり事件の前兆をあらわす歌が思い起こせばあったという意味で私はとらえている。もともと一般的には右のような概念としてわざうたを考えられるが、この概念も時代の流れによって多少の変化は見られる。例えばわざ歌を発生的に見る立場からすれば、神のことばが人の口を仮りて語られる、即ち神託に由来する予言、という考え方方が加えられると「童」<sup>（わざ）</sup>に歌われることの意味が増すし、また為政の得失は詩にあらわれる、つまり詩は民の声という儒教思想の影響を重視すれば、民間流行という現象の意味を増すことになる。ともかく靈異記にはわざうたということばは用いられていないが右のような概念を持つことで三十八話中の歌謡をわざうたと呼んでいく。

そこで元にもどって「といへり」の中の思想はどのように景戒にもたらされてきたのであろうか。資料的にみると「童謡」は天智十年（六七一）十二月の書紀の記事から光仁即位（七七〇）前紀の続日本紀記事まで約百年間姿を消していた文字である（なお、現象的かつ短絡的言い方になるが「童謡」の見られないほぼ百年間が正に万葉集の時代なのであって、こうした時代思想と万葉集及び万葉歌がどのようにむき会ったり対応しているのであろうか）。続日本紀記事と靈異記のわざうたとはほど同時代的に重なるものであるから、百年の間をうずめる材料にはならない。しかしこの間わざうたの存在を忘れていたわけではないだろう。確かに一首のわざうたの記録が残らないのも不思議なことだがおそらく、支配層、官人、有識者にはこの思想が知識的に入りこんでいると思われる。例えば先にも述べたが「といへり」の中の文脈では謂ゆる災異思想による現象とわざうたの現象を平列的にとらえていると述べたが、この災異思想による天然自然現象の記録

記載は書紀、続紀を通じて頻りに見られるところであるし、しかも朱鳥、慶雲、靈龜、神龜、勝宝、といった年号制定の思想は、すぐれた支配者の出現は自然の瑞祥によつて予言されるといつた災異思想によるものである。又、養老、天平といった儒教徳義的な年号も制定されている。したがつてこの間わざうたの現象に対する観察が時代思想として失われていたとは思われない。おそらく「有識の者」（大同元年四月『日本後紀』記載の童謡の後文に見える）の知識として受け継がれていたと思われる。そうした知識層の一人として位置するのが景戒であつて、そこに「といへり」によつて提示する思想の受け止め方があつたと思われる。

## 三

靈異記下二十八話の歌謡は四件の事件のわざうたとして記されている。今便宜的に四群（A B C D）に書き分けて、各歌の表相と表答との関係をまず時間的に追つてみよう。

A 年少く失する王  
最も失する王 破注

非綾とろきはよ  
其が幾何か売命らレム  
かれひら等はよ  
しが幾何か売命られむ

B I 法師等を裙着きたりと輕侮れど  
そが中に腰帶薦棺懸レルゾ

II 我が黒みそひ股に宿給へ  
人と成るまで  
弥發つ時々、畏き卿や

III 正に木の本を相れば  
だいとうせ  
大徳食し肥レテぞ立ち来る

C 朝日刺す豊蒲の寺の西なるや  
おしてや 桜井に  
おしてや おしてや

桜井に 白玉沈くや 吉き玉沈くや

おしてや おしてや  
然しては 国ぞ榮えむ 我家ぞ榮えむや  
おしてや

D 大宮に直に向へる山部の坂

痛くな賤みそ 土には有とも

A の表相としてのわざうたには、先立つ話がある。即ち聖武天皇の在位中に次帝の候補として「阿倍の内親王と道祖の親王」とを定め、時の大納言藤原朝臣仲磨に後事を託し違背なきようによづわせた。天皇崩御後遺命は行われたのであるが靈異記は続けて次のように記す。「其の天皇の大后、同じ諾樂の宮に坐しまし時に、天の下の国を挙りて歌咏ひて言ひしく」。この記述からAの歌が「歌咏」weighted="1" style="float: right;">われていた大よその年代を推定すると、孝謙天皇がつまり光明皇后

とともにまだ阿倍内親王といつて諾樂の宮にあった時代といえば、聖武天皇が阿倍内親王(孝謙)へ譲位する、天平二一(七四九)年以前のこととなる。さて事件は

- ①天平宝字元(七五七)年七月橘奈良麿の謀反発覚によつて道祖王始め多くの人が獄死する。(孝謙天皇代)
- ②天平宝字八(七六四)年、恵美押勝の乱起り、次いで淳仁天皇を廃し淡路へ配流する。(孝謙重祚して称徳天皇)

右のように奈良朝後半の政争が起り黄文王、塩焼王、大炊王(淳仁、天皇)、及び橘奈良麿、藤原仲麿等、の政治に参じた人々も死んでいく。靈異記はこれらの人々を死なしめたのは、帝姫阿倍の天皇(=孝謙)であるとして、「彼の先に天の下を挙りて歌詠ひしは、此の親皇の珍滅びたまふ表相なりけり」と結んでいる。このように見てくるとこのAの表相としての歌と事件の結果との間はざっと十五年前後ということになる。

次にBの三首の歌は奈良朝後期の政治の舞台に道鏡の登場を予知した歌である。「同じ大后的坐しまし時に、天の下の国を挙りて

歌詠ひて言ひしく」とある、この大よその年代は、右の「坐しまし時」とは聖武崩御後の光明皇太后時代を指していると思われるので天平勝宝八歳(七五六)から天平宝字四年(七六〇)の頃に流行していくと考えてよいだろう。そして本文に従えば「帝姫阿倍の天皇の御世の天平神護の元年の歳の乙巳に次れる年の始に、弓削の氏の僧道鏡法師、皇后と同じ枕に交通し、天の下の政を相け摂りて、天の下を治む」とあって、即ち神護元年(七五六)が、わざうたの表答となつた事がらのあつた年となる。次いでⅢの歌については、「同じ時に道鏡法師を以て法皇とし、鴨の氏の僧韻興(円)法師を以て法臣參議と

し」とあって、この事がらは天平神護二(七五六)年十月二十日の詔(続紀)によつている。このように見るとBの表相としての歌とその表答が示されたとする年代はざっと十年位のこととなる。

次にCは光仁天皇即位の前兆歌となつていて、「諾樂の宮に二十年天の下治めたまひし勝宝応真大上天皇のみ代に、天の下を挙りて歌詠ひて言ひしく」とあって、この歌が流行したのは聖武天皇の御代とあって、時間的には最も長い。聖武は神龜元(七二四)年即位、天平二一(七四九)年譲位の二十五年間の治政である。本文は歌に統いて「後に帝姫阿倍の天皇のみ代の神護景雲の四年歳の庚戌に次れる年の八月四日に、白壁の天皇位に即きたまひぬ。同じ年の冬十月一日に、筑紫の國、亀を進り、改めて宝亀の元年として、天の下を治めたまふ。是を以て當に知れ、先の歌詠は、是れ白壁の天皇の、天の下を治めたまふ表相の答なりけりといふことを」とあって、光仁天皇即位(七七〇年)の前兆歌となつていて。このように見るとCの歌の流行した時代とその歌の表答が示された年代は大よそ四十五年から二十年の巾を持つということになる。

次にDの歌は本文に「諾樂の宮に國食シシ帝姫阿倍の天皇のみ代に、國を挙りて歌詠ひて云ひしく」とあってこの歌が流行したのは阿倍の天皇、即ち、孝謙或は重祚して称徳代のどちらかとなる。この場合は靈異記下三十八話の話の順序が一応時代を追つて記述されていることと、Dの歌に統いて本文は「是の如く咏ひて後に、白壁の天皇のみ代の天応元年の歳の辛酉に次れる四月十五日に山部の天皇位に即きて、天の下を治めたまふ。」とあってこここの時代意識は、称徳、光仁、桓武という三代にわたるものと考えられる。従つて、この歌の流行時代は、称徳時代、天平宝字八(七六四)年から神護景

雲四(七七〇)年の間と考えられる。そしてこの歌の答えは「先の咏歌は、是れ山部の天皇の天の下を治めたまふ、先の表相の答なりけりといふことを」とあって、桓武即位の天応元(七八一)年となる。歌と表答との間は大よそ十三四年ということになる。

右のようにこれらのわざうたは、表相と表答とが時間的に大よそ十年から四十五年をへだたつてゐるわけで、これは靈異記下巻三十八話の記録の大きな特色であるといえる。先立つ書紀のわざ歌はずれも事件と密着した時間の中でとらえられていることを考へると、その特異なあり方が知られる。

わざうたというものは最初からわざうたとして流行したわけではない。流行したうたをある事件と結びつけてわざうたと認定し、解をほどこすのは、時に立会つた人であり、時代の批評家であり、記録の内部者である。書紀はこうした立場の人物を「時の人」又は「或る人」(皇極二年)と、続日本紀では「識者」(光仁即位前紀)、日本後紀では「有識の者」(大同元年四月)と呼んでいる。こうした時の人、有識の者の世相に対する眼と耳が十年から四十年の時を隔てて、表相を表答にと結びつけているのだといえる。靈異記のわざうたの記載はこうした時代の認定が下されたものについて、これを因果律の内にとり込んでいると考えられるわけで、したがつて、識者と景戒との関係がどのようなものであつたのかも問題となる。さらに歌謡自体の問題でゆけばそれが流行する要因をさぐり出すことは至難のことながらに属するが、その歌謡が本来どのような地縁性を持つて歌われたのか、もともと独立した(つまり特殊な意味づけなどされない)歌謡であつたはずなのだから、その本来的な意味をさぐり出すことも問題となるだろう。

#### 四一(一)三種の異伝

光仁天皇即位の前兆とするCの歌謡は続日本紀にも靈異記の記述と同種の趣きで記録されている。

天皇は寛仁敦厚にして、意豁然たり。勝宝より以来、皇極式無く、人彼此を疑ひ、罪し廃せらるる者多し。天皇深く横禍あらむ時を顧みて、或は酒を縦にして跡を晦ます。故を以て害を免れる者數たびなりき。また嘗て龍潛の時、童謡に曰はく。

葛城の寺の前なるや 豊浦の寺の西なるや

おしとど としとど

桜井に 白壁沈くや 好き壁沈くや

おしとど としとど

然してば 国そ昌ゆるや 吾家らそ昌ゆるや

おしとど としとど

時に井上の内親王、妃たり。識者以為へらく、「井は則ち内親王の名、白壁は天皇の諱たり。蓋し天皇登極の徵なり」と。(光仁天皇即位前紀)

靈異記に比べると、この歌が童謡として歌われたのは「龍潛の時」とあって、時代性はあいまいである(白壁王、立太子神護景雲八年八月・即位同十月時に六二才)。しかし歌に統いて、この歌の比喩するところを解き記した部分は短文ながら要を得て、靈異記の説明より具体的である。また歌詞をみると最も重要な部分は「白壁沈くや」(続紀)であつて、ここに白壁皇子(光仁)を比喩すると認める鍵を持つわけであるが靈異記にはその部分は「白玉沈くや」となつてゐる。この語句の問題は後にまわすことにする。

さて催馬楽にも「葛城」としてこの歌謡が伝承され歌曲となつた

ものを見ることができる。

背景をとり出してみたい。  
朝日刺す 豊浦の寺の西なるや……靈異記

葛城の寺の前なるや 豊浦の寺の西なるや

榎の葉井に 白壁沈くや 真白壁沈くや

おおしとど おしとど

しかしてば 国ぞ榮えむや 我家らぞ富せむや

おおしとど としとんど

おおしとんど としとんど

催馬樂の場合「榎の葉井に」となつてゐるところが前二者の「桜井」に」とあるところと異なる主要なところであろう。

この三種の書物と歌謡との関係を見るとき靈異記は既に成立していゝ続日本紀を参照する可能性もあるが、必ずしも続紀からのルートとも云えない。靈異記下三十八話で正確なのは天皇の即位年月日であるが、それ以外の語られている内容は続紀にないものがある。また催馬樂の歌曲の蒐集期と当面のC歌謡を含む靈異記下三十八話の成立時期とは八〇〇年代初めと見ればほぼ一致すると考えられる。このように見ると資料的には続紀を最も早いものとして次いで、靈異記催馬樂にこの歌謡の記録を見る事ができる。しかし歌謡の歌詞の移動、あるいは伝承という観点から見れば、それぞれの書物からの影響関係で見るよりも、巷間に流布伝承していたものをそれぞれ別個にすくい上げてゐると考えた方がよさそうだ。

#### 四一(一)豊浦寺

さてこの歌は謂ゆる井讃め、の系列に入るものが井は歌以外にさまざまな伝承を生み出す。歌詞にかわりながら、この歌の

葛城の寺の前なるや 豊浦の寺の西なるや……靈異記  
この第一句二句に関しては、豊浦の寺が問題となり、続いて「桜井」(靈・続紀)「榎の葉井」(催)との関係が問題となる。豊浦寺と桜井(寺)とは同所の異称であることは次のような資料で確かめることができる。

庚戌春三月、學問尼善信等、自百濟還住桜井寺。今豊浦寺也、初桜井寺云、後豊浦寺云。

右は上宮聖德法王帝説の裏書であるがこの記事は次の書紀の記事と一致する。

三年春三月、學問尼善信等、自百濟還、住桜井寺。(崇峻天皇紀)

崇峻三年(五九〇)の干支は庚戌であり符号する。この豊浦寺はこの後推古天皇が宮と定めて即位するところである。

冬十二月壬申朔己卯、皇后即天皇位於豊浦宮。(推古天皇即位前紀)

さてこの桜井寺=豊浦寺の由来は我が國の仏教渡來史の最初に縁起を持つものである。欽明十三(五五二)年、百濟の聖明王から釈迦佛、經卷、仏具が献上されるが、この仏を受け入れるか否かで時の宫廷は議論が二分する。崇仏を主張する蘇我大臣稻目宿祢は天皇よりこの仏を押領することになる。紀は次のように記す。

大臣跪受而忻悅。安置小墾田家。勲修出世業為因。淨捨向原家為寺。(欽明紀十三年冬十月)

この小墾田(現明日香村)の向原(むくはら)は日本最初の寺となるわ

けであるが、この向原の寺に関する縁起は元興寺伽藍縁起に詳しい。右の元興寺縁起は仏教の保護者としての推古(大々王)天皇を中心語つて、いくがここでは向原の寺、桜井道場(寺)豊浦寺に関する記事を抜き書きしていくと次のようになる。(なお原文は漢文、訓み下しは日本思想大系による)

○壬寅の年、大后大々王と池辺皇子との二柱、心を同じくして牟久原の殿を桜井に遷して、癸卯に始めて桜井道場と作し……

○馬屋門皇子の白さく「仏法を破り滅さば、恵災増益す。故、<sup>みたり</sup>ニ尼は桜井道場に置きて、宜しく供養したまふべし」と。時に天皇許し賜ひて、<sup>(推古)</sup>桜井寺に住ましめて供養をしたまひき。

○しかれども、<sup>大々</sup>王天皇命の等由良の宮に天の下治しめし時の癸寅の年に、聰耳皇子を召して告りたまはく「この桜井寺は、我れも汝も忘れ捨つるを得ず。牟都<sup>むつ</sup>々々斯於夜座す<sup>ゆゑ</sup>与に仏法初めし寺にて在り。また重き後言の大命を受けて在る寺にて在るなり。我等在りてすらや、この寺まさに荒れ滅びなむとす。汝が命、至心を以て、斯帰嶋の宮に天の下治しめしし天皇<sup>(欽明)</sup>の奉為めに、<sup>わざごろ</sup>に作り奉れ。しかば我れは、この等由良の宮をば寺と成さむと念ふ。……」また「尼等の白羯磨をせむため法師寺を急速に作り斎まつれ」と告りたまひき。ここを以て癸丑の年、宮の内に遷し入れ、先づ金堂、礼仏堂等を略し作り、等由良の宮を寺と成しき。故、等由良寺と名づけたり。

○仏法最初の時、後宮破らしめず、<sup>桜井</sup>に遷して道場を作りたまふ。その時、<sup>三</sup>の女<sup>みたり</sup>出家す。時に、即ち大いに喜々びたまひて、その道場に住ましめて、仏法の牙<sup>きし</sup>を生ず。故、元興寺と名づけたまふ。……今亦、更に仏法興りて世に弘まり、元興寺を建

つ。本の名は、故、建興寺と称名けたまふ。次に法師寺は、高麗・百濟より法師等重ねて乘たり、仏法を奏し、寺を建て、建通寺と称名けたまふ。

以上の縁起が歴史事実と一致するか否かは疑問だが、欽明朝から推古代の寺名の推移さらにこの縁起がほぼ成立したと見られる奈良朝末頃までの寺名の推移は大よそわかる。現在の奈良県高市郡明日香村豊浦の地であり大和志には「広嚴寺在<sup>ニ</sup>豊浦村」。旧作「向原」<sup>ニ</sup>と記している。この桜井の地は大陸文化流入の大和に於ける中心地となつたことであろう。推古紀二十年の「又百濟人味摩之帰化。曰、學<sup>ニ</sup>于吳<sup>一</sup>得<sup>ニ</sup>伎樂舞<sup>一</sup>。則安<sup>ニ</sup>置<sup>ニ</sup>桜井<sup>一</sup>、而集<sup>ニ</sup>少年<sup>一</sup>令<sup>レ</sup>習<sup>ニ</sup>伎樂舞<sup>一</sup>。」などに見える桜井も、右に眺めて来た桜井寺ではないだろうか。

続紀、催馬楽の第一句は「葛城の寺の前なるや」とある。葛城寺は上宮聖德帝説に

太子七ノ寺を起つ。四天王寺、法隆寺、中宮寺、橘寺、蜂丘寺、<sup>併せて彼ノ宮を川勝秦公に賜ふ。</sup>池後寺、葛木寺<sup>葛木臣に賜ふ。</sup>と寺名が見えるが、現在いづれの地に比定できるか定かでない。小西甚一氏は催馬楽の「葛城」に次のように注する。

葛城の寺—豊浦寺と同じ。大和国高市郡の推古天皇の皇后のあとに建てた寺。四方に門があり、東門に飛鳥寺、西門に葛城寺、南門に元興寺、北に法満寺と額がかけてあつたと行囊抄に見える。

(古代歌謡集・岩波古典大系)

この小西氏の指摘は示唆深く、今この説に従うが、ただ実年代的に見て、この四寺の名称が額にかけられたのがいつ頃のことであるか疑問が残る。元興寺の名称の初出は日本書紀では推古天皇十四年四月、飛鳥寺の名称の初出は齊明天皇三年七月で、この時点での確認

できる寺名からのみではこの額のかけられてあつた年代を確かにす  
るわけにはいかない。四寺の名が揃つたのはいつのことであらう  
か。元興寺縁起の伝に随えれば推古天皇の皇居を「等由等の後宮を尼  
寺」としたのは推古天皇在世中のことになるわけで、先の書紀の二  
寺が書紀に表われるのを勘案すれば推古朝をさほど離れぬ時期とい  
うことになるだらうか。

ともかく歌詞にもどると、続紀、催馬楽に見られる「葛城の寺の  
前なるや 豊浦の寺の西なるや」は、同一の地点である「桜井」を  
別の表現で指していいるということになる。こうした対句的に、同一  
地点を別の表現で歌い重ねるのは謡いものの一つの特色といえるが  
も知れない。例えば記紀歌謡を見ると、

尾張に 直に向かへる (や)

(や)

一つ松あせを

一つ松人にありせば

太刀佩けましを 衣着せましを

一つ松あせを (記29・紀27)

このヤマトタケル伝説の歌謡は、謂ゆる「松栄め」の形であつて、  
全体の構成も当面の問題歌とよく似ているといえる。やや恣意的な  
がら、試みに前二句にそれぞれ間投詞「や」を補つて見ると同一地  
点を別の表現で歌い重ねる型がよくわかる。こうした例は古い歌謡  
のみにとどまるものではないと思われるが記紀歌謡の例をもう少し  
見ると次のものも同類ではないか。

日下部の 此方の山と

畠薙平群の山の 此方此方の

山の峠に 立ち栄ゆる

葉広熊白檪

…

倭の この高市に

小高る 市のつかさ

新嘗屋に 生ひ立てる

葉広 ゆつ真椿

…

こうした表現を謡いものの、歌い出しの一つの形、つまり呼吸とし  
ては強調と見ると、当該歌謡の歌い出しは、靈異記の「朝日刺す  
豊浦の寺の西なるや」よりも続紀、催馬楽の方が本来的な形ではな  
いかと思われる。

「朝日刺す」はこの場合、

朝日さす 門(ト)

= トニラ (豊浦)

という同音による意義転換によつて接続する枕詞の方法を見せて  
いる。この枕詞は万葉集には次のように用いられている。

冬過ぎて春来るらし朝日さす (朝鳥指) 春日の山に霞たなびく

朝日さす (朝日指) 春日の小野に置く露の消ぬべきわが身惜しけ  
くもなし (10・一八四四)

「朝日さす」を春日の地の実景と見る見方があるがやはり枕詞とし  
てとらえた方がよいと思われる。

朝日さす 微か (カスカ)

= カスガ (春日)

つまり「さす」はアカネサスやウチヒサスの如く日や光の状態を指す、この場合、朝日の光が微かなことから同音の春日へと意義転換させた用法と見た方がよいと思われる。<sup>(注6)</sup> 精異記歌謡は万葉の用例とは接続の語が異なっているが、朝と門（戸）との結びつきは例えば和歌的表現として次のようないかが歌を見ることができる。

さ夜更けて今は明けぬと門を開けて紀へ行く君を何時とか待たむ

（63・三三二二）

言繁み君は来まさす霍公鳥汝だに來鳴け朝戸開かむ一大伴四縄一

（8・一四九九）

朝戸開けてもの思ふ時に白露の置ける秋萩見えつもとな一文忌

（8・一五七八）

寸馬養一

右のように、門又は戸と朝のイメージが結びついているのはこうした和歌表現の中にあり、しかも作者層は官人である。したがって靈異記歌謡の第一句は、他の二書の伝承とは違つて、和歌的世界に接近したことによつて初句が歌い替えられたのではないかと思われる。

#### 四一(三)桜井

「桜井」については、先に見たように、豊浦寺の前身は桜井寺であり、それはその地が桜井と呼ばれていたからに他ならない。そしてこの地がそもそもサクラキと命名されるにはこの地に「井」があつたことによるはずである。生活と水という問題からいえば「井」は人々の生活の中心となる。従つてよい水を得ること、水への願い、よい水を得た喜び、誇り、水への神聖視等きわめて自然の感情として人々の水への信仰を見つけ出すことができる。こうした人々

の思いが「井（又は泉）」の起源譚を生み出している。おそらく「井」の起源譚を含む命名の伝承は各地に無数にあると思われるがここで風土記万葉集の中からその例をあげて井の名称について考えてみたい。

謂ゆる「井」の起源譚の類型として「御井」の名を持つ伝承がある。天皇又はそれに準ずる貴人によつて穿られた井の名である。  
邑宝の里 弥麻都比古命、井を治りて、粮を食したまひて、即ち云りたまひしく「吾は多くの国を占めつ」とのりたまひき。故、大の村といふ。井を治りたまひし処は、御井の村と号く。

（播磨國風土記）

昔、大帶日子命……遂に、赤石の郡かしはの御井に到り、御食みあを供

進りき。故、廻の御井といふ。

（播磨國風土記）

例えはこうした「御井」の伝承の類型でいえば万葉集に見える「藤原の御井（1・五一）」「山辺の御井（1・八一）」「弓絃葉の御井（2・一一）」「五十師の御井（13・三二三五）」「韁負の御井（20・四四三八題）」等もおそらく御井と名づけられる伝承を持つていたと思われる。「御」は単に井の尊称としてあるのではなく、背後の語りの主人公にかかると考えられる。例えは常陸國風土記の次の例も御井の名は見えないがその類型として見られる。即ち、  
倭武やまとたけむの天皇、東の夷の国を巡狩めぐらみをなはして、新治の懸を幸過すきいさましに、国造毗那良珠命を遣はして、新に井を堀らしむるに、流泉淨く澄み、尤好愛いとあづらしかりき。

右の伝説はヒタチの国号伝説へと導かれるものだが、新治の郡の郡名起源とも等しい。他にも

「井」に関する伝承は数多くあると思われるが井の名そのものは

それ程個性的ではない。「御井」もその例だが他に「山の井（16・三八〇七）」「曝井（9・一七四五・常陸國風土記久慈郡）」「走井（7・一一三・一一二七）」「石井（7・一二一八）」「つみ井（14・三四三九）」「寺井（19・四一四二）」等これらも個有名詞であると同時に普通名詞であつて、個性的とは云えない。つまりこれらの名づけ方は、

(a) 井のある場所—寺井・真間の井・山の井等

(b) 井の形状—つつみ井・石井・曝井・走井等、によつてつけられている。そこで「桜井」であるがこの「桜」はおそらく当て字と思われる。サクラは(b)の井の形状を示していると考えられるから、堀りうがつの意の四段動詞へさくり「決り」から音転換（サクル井→サクラ井）したのではないか。従つて「桜」字は好字を求めて当てたと思われる。この「桜井」は全国的に多い名もある。

催馬楽は「桜井」に相当する句を「榎の葉井」としている。後年、鴨長明は豊浦寺を探し当て

「さるにては、もし此辺に榎葉井と云ふ井やある」と問ふ。（翁）

「皆あせて水も侍らねど、跡は今に侍る」とて、堂より西いくほども去らぬ程に行きて教へければ、人々興に入て、やがてそこに群れ居て、葛城と云ふ哥数十歌ひて、……（無名抄）

と記している。後世には催馬楽によつてこの歌謡が伝承されていた

ことが知られる。この「榎の葉井」と「桜井」の関係は、先の「御井」の場合と同じではないかと思われる。つまり「御井」自体は普通名称だが、その上接した語によつて個有名詞化して特定の「御井」を指すことになつてゐるというあり方である。先にもあげたが「藤原の御井」「日絃葉の御井」「鞍負の御井」等や、或は播磨國風土記に見える「佐々の御井」「松原の御井」等の井の名は「この」

によつて指定されて特定化しているわけである。そして「この」はその井にちなんだ場所やものによつている。このことから「桜井」もこの井にちなんだものとしておそらく榎があり、「榎の葉の桜井」と呼ばれていたのではないか。また「榎の葉井」は歌謡の調子によつて変化が起きたと見てよいのではないか。

#### 四一四白玉

井に白玉が沈くと歌うのがこの歌謡の中心部分である。井と白玉とは何か関係があるのだろうか。

井を祭ることは常陸國風土記の小さな記事<sup>(注7)</sup>を持ち出すまでもなく広く行われていたに違ひなく、宮廷行事化した井の祭り<sup>(注8)</sup>もそれを示している。また祝詞にも「生く井、栄く井、つ長井」（祈年祭・六月月次）と神の名が見える。こうした井を祭る祭儀にどのような秘儀部分があるのか不明ではあるが例えれば次の記事はそうした秘儀部分を示しているのであろうか。

倭武の天皇、天の下を巡狩<sup>めぐりみそな</sup>はして、海の北を征平けたまひき。是に此の国を経過ぎ、即ち、榎野の清泉に頓幸し、水に臨みてみ手を洗ひ、玉もちて井を栄へたまひき。今も行方の里の中に在りて、玉の清井<sup>しよい</sup>と謂ふ。

（常陸國風土記行方郡）

これは井の名の起源譚になつてゐるが右の「み手を洗ひ、玉をもちて井を栄へたまひき」は井に対する呪術的行為かと思われる。こうした呪術行為がどこまで普遍的であり、かつ具体的であったかわらないが、井を讃める歌に玉が歌われるつながりを見出することはできそうだ。もともと玉と水とは縁が深く、玉といつたり白玉といつたりする場合、それは真玉（真珠）をさすのが万葉の通例である。玉

を詠する歌は多いが例え

大海の水底照らし沈く玉<sup>じゅ</sup>煮<sup>いは</sup>ひてとらむ風なふきそね

(7・一三一九)

と歌われる如く、潜きとる玉は海神の精ともいえる信仰を獲ち得て  
いる。そうした玉を、井を祝福する呪具として用いることは玉が水  
の靈を宿すものという幻想或は、水の靈の象徴として玉を貴ぶとい  
う心意があるからであろう。

このように井にかかわる信仰儀礼を背景にして、井を守り或は井  
によって生活が守られる人々、この場合は「桜井」を中心とする共  
同体があり、彼等の讀意がこの歌を生んでいといえるであろう。  
従つて、井に玉が沈くと歌うのはその井が水靈の祝福を受け、水靈  
に守られる井（これに付隨する觀念は清らかさ、美味、不枯渴等あるはず）  
であることを讀えることを意味する。

以上の如くこの歌謡は「桜井」に対する井讀めの歌であることは  
了解されるであろう。歌謡はさらにつかしてば以下國の榮え、家の  
榮えと言寿ぎを重ねる。おそらくこの部分は後につけ加えられたの  
であろう。やや論を急ぎすぎるが、この歌謡から離し詞と然して  
ば、以下をとりはずすと二連句の歌の型を見せる。そしてこの型は  
旋頭歌形式のまだ未整理な状態を想像させるのである。

#### 四一(田)おわりに

靈異記、続日本紀、催馬樂に記録されたこの歌謡が果していつ頃  
謡い出されたものかは明らかではない。この三書の幾分かの歌詞の  
異動は、この歌謡の広い伝承範囲を想像させる。靈異記が記すこの  
歌の流行期が聖武朝であったことはあるいは事実なのかも知れな

い。しかしこの歌謡は今まで見て来たところから推理すれば、流行  
期以前もと早い時期に、そして長い時間に涉つてこの地に謡われ  
ていたのではなかつたかと思われる。

この歌謡が流行し伝承範囲を広げるということは桜井の地縁性か  
ら離れることを意味する。それを可能にしたのは何よりも「白玉」  
に喻性が与えられたことによると思われる。本来の「白玉」に対する  
幻想を解放したことによつて喻性が獲得されたといつてもよい。

（なぜそのような状況が起つてくるかはこれは又一つの古代歌謡史和歌史の  
大きな問題である）玉や白玉を比喩として用いる歌を万葉に求めれば  
容易に探し出すことができる。そうした中から、この歌と深くかか  
わる歌として次の歌を見よう。

（天平）十年戌寅、元興寺の僧の<sup>みずから</sup>自嘆<sup>じだん</sup>く歌一首  
白珠<sup>しらたま</sup>は人に知らず知らずともよし

知らずともわれし知れらば知らずともよし

(6・一〇一八)

右の元興寺の僧の白珠を歌う作歌背景はこの寺に縁するところの当  
該歌謡を負ひ持つてゐるのではないだろうか。天平十年といえば聖  
武朝であり、寺は既に新京平城に移つてゐるわけであるが元興寺の  
僧が白珠をテーマに歌うことが興味深い。白珠を己にたとえたところにこの歌の独自性があるが、それを可能にしたのは旧都からの距  
離か、表現世界の変革であろうか、性急な結びつけはおくとしても  
少くともここには玉の呪性から解放された表現を見せてゐる。白珠  
を己にたとえることも、また世に隠れてゐる貴人にたとえることも  
喻としては等しい。靈異記がこの歌謡の流行期を聖武朝と記してい  
るわけだが、元興寺の僧の白珠を歌う旋頭歌が天平十年と記してい

るのは異しくもその期を一にしていることになる。

白玉を光仁天皇即位の前兆と見るのは既に見たことだが後の作業であった。続紀の歌詞に白玉を「白壁」と記しているがこれは「白壁」の誤りではなく、明らかに白壁王を意識しての続紀記述者の作為であろうと思われる。この部分の解釈は土橋説を支持する。

〈注〉

- (1) 引用は小学館本「日本靈異記」による。以下同
- (2) 「古代歌謡の世界」(壇書房)
- (3) 「初期万葉」(平凡社選書)

(4) 「声楽と文学と—童謡の象徴性」折口信夫全集七(中央公論社)二二一頁

(5) 注2論文参照

(6) 「古語辞典」(岩波書店)当該項目参照

(7) 常陸國風土記新治郡の条に次の如くある「古老のいへらく、昔、美麻貴の天皇の駆宇しめしみ世、東の夷の荒ぶる賊を平討たむとして、新治の国造が祖、名は比奈良珠命とふものを遣はしき、この人龍り到りて、即ち新しき井を穿るに、今も新治の里にあり隨時祭を致す。其の水淨く流れき。仍ち、井を治りしに因りて郡の名に着けき。」(岩波古典大系本による)

- (8) 「延喜式」・四時祭及び臨時祭参照。
- (9) 「古代歌謡集」(岩波古典大系)二二一頁。